



『デロイト トーマツ チャイナ ニュース』

税務情報

国務院による「営業税暫定条例」の廃止及び「増値税暫定条例」の改正

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。

日本語訳と原文（中文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

デロイト中国 上海事務所 米国公認会計士 ^{いたや けいいち} 板谷 圭一

中国国務院は2017年12月1日に『中華人民共和国営業税暫定条例』の廃止及び「中華人民共和国増値税暫定条例」の改正についての決定*1』（以下「決定」）を公布した。当該「決定」は2017年12月1日より施行される。

「増値税暫定条例」の主な改正内容は、以下のとおりである。

- 「営改増」の対象である課税行為を正式に「増値税暫定条例」に組み込んだ

- 最近の増値税に関する新政策を「増値税暫定条例」に組み込んだ（増値税税率の簡素化・統合など）
- 適用しなくなった一部の条項を削除した（交通輸送役務において、増値税発票に記載された運輸費金額の7%に基づき仕入税額控除を行う条項など）

今回の「増値税暫定条例」の改正について、改正前と改正後の条項に関する対照表を作成した。詳細は以下を参照されたい。

「中華人民共和国増値税暫定条例」の主要改正条項の新旧対照表

（「国務院：「中華人民共和国営業税暫定条例」の廃止及び「中華人民共和国増値税暫定条例」の改正に関する決定」（中華人民共和国国務院令第691号1）に基づき改正箇所について抜粋して作成）

中華人民共和国増値税暫定条例（新）	中華人民共和国増値税暫定条例（旧）
<p>第1条 中華人民共和国国内において物品の販売、加工、修理、組立修理役務（以下、役務と称する）、販売サービス、無形資産、不動産の販売及び物品の輸入を行う組織単位及び個人は、増値税の納税者として本条例に基づいて増値税を納付しなければならない。</p>	<p>第1条 中華人民共和国国内において物品の販売、又は加工、修理、組立修理役務の提供及び物品の輸入を行う組織単位及び個人は、増値税の納税者として本条例に基づいて増値税を納付しなければならない。</p>
<p>第2条 増値税の税率</p> <p>(1) 納税者が物品、役務、有形動産賃貸サービスの販売又は物品の輸入を行う場合には、本条第(2)項、第(4)項、第(5)項に規定するものを除き、税率を17%とする。</p> <p>(2) 納税者が交通運輸、郵政、基本電気通信、建設、不動産賃貸役務の販売、不動産の販売、土地使用権の譲渡、若しくは次に挙げる物品の販売又は輸入を行う場合には、税率を11%とする。</p> <p>① 穀物などの農産品、食用植物油、食用塩</p> <p>② 水道水、スチーム、冷却気、熱水、ガス、石油液化ガス、天然ガス、ジメチルエーテル、メタンガス、住民用石炭製品</p> <p>③ 図書、新聞、雑誌、音楽映像製品、電子出版物</p>	<p>第2条 増値税の税率</p> <p>(1) 納税者が物品を販売又は輸入する場合には、本条第(2)項、第(3)項に規定するものを除き、税率を17%とする。</p> <p>(2) 納税者が次に挙げる物品を販売又は輸入する場合には、税率を13%とする。</p> <p>① 穀物、食用植物油</p> <p>② 水道水、スチーム、冷却気、熱水、ガス、石油液化ガス、天然ガス、メタンガス、住民用石炭製品</p> <p>③ 図書、新聞、雑誌</p> <p>④ 飼料、化学肥料、農薬、農機、農業用ビニール</p> <p>⑤ 国務院が規定するその他の物品</p> <p>(3) 納税者が物品を輸出する場合には、税率を0とする。ただし、国務院が別途規定する場合を除く。</p>

*1 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト（中国語）

中華人民共和国増値税暫定条例（新）	中華人民共和国増値税暫定条例（旧）
<p>④飼料、化学肥料、農薬、農機、農業用ビニール ⑤国務院が規定するその他の物品</p> <p>(3) 納税者がサービスや無形資産を販売する場合には、本条第(1)項、第(2)項、第(5)項に規定するものを除き、税率を6%とする。</p> <p>(4) 納税者が物品を輸出する場合には、税率を0とする。ただし、国務院が別途規定する場合を除く。</p> <p>(5) 国内の組織単位及び個人が国を跨いで国務院の規定するサービスや無形資産を販売する場合には、税率を0とする。</p>	<p>(4) 納税者が加工、修理、組立修理役務（以下、課税役務と称する）を提供する場合には、税率を17%とする。</p>
<p>第3条 納税者が異なる税率の項目を兼営する場合には、税率の異なる項目の売上高を区分して計算しなければならない。売上高を区分して計算しない場合には、高税率から適用する。</p>	<p>第3条 納税者が異なる税率の物品又は課税役務を兼営する場合には、税率の異なる物品又は課税役務の売上高を区分して計算しなければならない。売上高を区分して計算しない場合には、高税率から適用する。</p>
<p>第4条 本条例の第11条に規定する場合を除き、納税者が物品の販売又は課税役務の提供（以下、物品販売又は課税役務と称する）を行う場合には、納付税額は当期の売上税額から当期の仕入税額を控除した残額とする。</p>	<p>第4条 本条例の第11条に規定する場合を除き、納税者が物品の販売又は課税役務の提供（以下、物品販売又は課税役務と称する）を行う場合には、納付税額は当期の売上税額から当期の仕入税額を控除した残額とする。</p>
<p>第5条 納税者が課税対象である販売行為を行った場合には、売上高と本条例第2条に規定する税率に基づき計算し受領した増値税額を売上税額とする。</p>	<p>第5条 納税者の物品販売又は課税役務については、売上高と本条例第2条に規定する税率により計算し、かつ購入者から受領した増値税額を売上税額とする。</p>
<p>第6条 売上高は、納税者が課税対象である販売行為を行って受領した代金総額と代金以外の費用とする。ただし受領した売上税額は含まない。</p>	<p>第6条 売上高は、納税者が物品販売又は課税役務により購入者から受領した代金総額と代金以外の費用とする。ただし受領した売上税額は含まない。</p>
<p>第7条 納税者が課税対象である販売行為を行い、その価格が明らかに低く、かつ正当な理由がない場合には、主管税務機関がその売上高を査定する。</p>	<p>第7条 納税者の物品販売又は課税役務の価格が明らかに低く、かつ正当な理由がない場合には、主管税務機関がその売上高を査定する。</p>
<p>第8条 納税者が物品、役務、サービス、無形資産、不動産を購入し、支払った又は負担した増値税額を仕入税額とする。</p> <p>次に挙げる仕入税額は売上税額から控除できる。</p> <p>(3) 農産物を購入する場合には、増値税専用発票又は税関輸入増値税専用納税証明書を取得するものを除き、農産物の購入発票又は販売発票上に明記されている農産物の買入価格と11%の控除率に基づいて計算した仕入税額。ただし、国務院が別途規定する場合を除く。</p> <p>(4) 国外の組織単位又は個人から役務、サービス、無形資産若しくは国内の不動産を購入する場合には、税務機関又は源泉徴収義務者から取得した源泉徴収税額の完納証明書に記載された増値税額。</p>	<p>第8条 納税者が物品を購入又は課税役務を受け入れ（以下、物品購入又は課税役務と称する）、支払った又は負担した増値税額を仕入税額とする。</p> <p>次に挙げる仕入税額は売上税額から控除できる。</p> <p>(3) 農産物を購入する場合には、増値税専用発票又は税関輸入増値税専用納税証明書を取得するものを除き、農産物の購入発票又は販売発票上に明記されている農産物の買入価格と13%の控除率に基づいて計算した仕入税額。</p> <p>(4) 物品の購入又は販売、及び生産経営過程において輸送費用を支払う場合、輸送費用決済書に明記された輸送費用金額と7%の控除率に基づいて計算した仕入税額。</p> <p>仕入税額の計算式は次のとおりである。 仕入税額＝輸送費用金額×控除率</p>
<p>第9条 納税者が物品、役務、サービス、無形資産、不動産の購入により取得した増値税税額控除証憑が法律、行政法规又は国務院税務主管部門の関連規定に合致しない場合、その仕入税額は売上税額から控除してはならない。</p>	<p>第9条 納税者が物品購入又は課税役務により取得した増値税税額控除証憑が法律、行政法规又は国務院税務主管部門の関連規定に合致しない場合、その仕入税額は売上税額から控除してはならない。</p>
<p>第10条 次に挙げる項目の仕入税額は売上税額から控除してはならない。</p> <p>(1) 簡易課税方式を適用して増値税を計算する項目、増値税免税項目、集団福利又は個人消費に用いる物品、役務、サービス、無形資産、不動産の購入</p> <p>(2) 非正常損失に係る物品購入及び関連の役務と交通運輸サービス</p>	<p>第10条 次に挙げる項目の仕入税額は売上税額から控除してはならない。</p> <p>(1) 増値税非課税項目、増値税免税項目、集団福利又は個人消費に用いる物品購入又は課税役務</p> <p>(2) 非正常損失に係る物品購入及び関連の課税役務</p> <p>(3) 非正常損失に係る仕掛品、製品のために消費した物品購入又は課税役務</p>

中華人民共和国増値税暫定条例（新）	中華人民共和国増値税暫定条例（旧）
<p>(3) 非正常損失に係る仕掛品、製品のために消費した物品（固定資産を含まない）、役務、及び交通運輸サービスの購入</p> <p>(4) 国務院が規定するその他の項目</p>	<p>(4) 国務院財政、税務主管部門が規定する納税者の自己使用消費品</p> <p>(5) 本条第(1)項から第(4)項に規定する物品の輸送費用及び免税物品販売の輸送費用</p>
<p>第11条 小規模納税者が課税対象である販売行為を行った場合には、売上高と徴収率に基づいて納付税額を計算する簡易方法を実施し、かつ仕入税額を控除してはならない。</p>	<p>第11条 小規模納税者の物品販売又は課税役務は、売上高と徴収率に基づいて納付税額を計算する簡易方法を実施し、かつ仕入税額を控除してはならない。</p>
<p>第12条 小規模納税者の増値税徴収率は3%とする。ただし、国務院が別途規定する場合を除く。</p>	<p>第12条 小規模納税者の増値税徴収率は3%とする。徴収率の調整は国務院が決定する。</p>
<p>第18条 中華人民共和国国外の組織単位又は個人が国内において役務を販売し、国内に経営機構を設置していない場合には、その国内の代理人を源泉徴収義務者とする。国内に代理人がない場合には、購入者を源泉徴収義務者とする。</p>	<p>第18条 中華人民共和国国外の組織単位又は個人が国内において課税役務を提供し、国内に経営機構を設置していない場合には、その国内の代理人を源泉徴収義務者とする。国内に代理人がない場合には、購入者を源泉徴収義務者とする。</p>
<p>第19条 増値税の納税義務の発生時期は次のとおりとする。</p> <p>(1) 課税対象である販売行為を行った場合には、売上代金を回収したか又は売上代金を回収するための証憑を取得した当日とする。發票を先に発行した場合には、發票を発行した当日とする。</p>	<p>第19条 増値税の納税義務の発生時期は次のとおりとする。</p> <p>(1) 物品販売及び課税役務は、売上代金を回収したか又は売上代金を回収するための証憑を取得した当日とする。發票を先に発行した場合には、發票を発行した当日とする。</p>
<p>第21条 納税者が課税対象である販売行為を行った場合には、増値税専用發票を請求する購入者に対して増値税専用發票を発行しなければならず、かつ増値税専用發票に売上高と売上税額を区分して明記しなければならない。次に挙げる状況のいずれか一つに該当する場合、増値税専用發票を発行してはならない。</p> <p>(1) 課税対象である販売行為の購入者が個人消費者である場合</p> <p>(2) 課税対象である販売行為に免税規定が適用される場合</p>	<p>第21条 納税者の物品販売又は課税役務は、増値税専用發票を請求する購入者に対して増値税専用發票を発行しなければならず、かつ増値税専用發票に売上高と売上税額を区分して明記しなければならない。次に挙げる状況のいずれか一つに該当する場合、増値税専用發票を発行してはならない。</p> <p>(1) 個人消費者に対する物品販売又は課税役務</p> <p>(2) 免税規定が適用される物品販売又は課税役務</p> <p>(3) 小規模納税者の物品販売又は課税役務</p>
<p>第22条 増値税の納税地は次のとおりとする。</p> <p>(1) 固定業者が県（市）外で物品又は役務を販売する場合には、その機構の所在地の主管税務機関に対して、地域外経営事項の報告を行い、その機構の所在地の主管税務機関に申告納付しなければならない。報告を行わなかった場合には、販売地又は役務発生地の主管税務機関に申告納付しなければならない。販売地又は役務発生地の主管税務機関に申告納付しない場合には、その機構所在地の主管税務機関が税額を追加徴収する。</p> <p>(2) 非固定業者の物品又は役務を販売する場合には、販売地又は役務発生地の主管税務機関に申告納付しなければならない。販売地又は役務発生地の主管税務機関に申告納付しない場合には、その機構所在地又は居住地の主管税務機関が税額を追加徴収する。</p>	<p>第22条 増値税の納税地は次のとおりとする。</p> <p>(1) 固定業者が県（市）外で物品を販売するか課税役務を提供する場合には、その機構の所在地の主管税務機関に対して、地域外経営活動租税徴収管理証明書の発行を申請し、その機構の所在地の主管税務機関に申告納付しなければならない。証明書が発行されない場合には、販売地又は役務発生地の主管税務機関に申告納付しなければならない。販売地又は役務発生地の主管税務機関に申告納付しない場合には、その機構所在地の主管税務機関が税額を追加徴収する。</p> <p>(2) 非固定業者の物品販売又は課税役務については、販売地又は役務発生地の主管税務機関に申告納付しなければならない。販売地又は役務発生地の主管税務機関に申告納付しない場合には、その機構所在地又は居住地の主管税務機関が税額を追加徴収する。</p>
<p>第25条 納税者の物品輸出に税額還付（免除）規定が適用される場合には、税関で輸出手続を行い、輸出通関書等の関連証憑に基づき、規定された輸出税額還付（免除）の申告期限内に、月ごとに主管税務機関に当該輸出物品の輸出税額還付（免除）を申請し手続を行わなければならない。国内の組織単位及び個人によるサービス又は無形資産のクロスボーダー販売に税額還付（免除）規定が適用される場合には、規定された期限内に主管税務機関に輸出税額還付（免除）を申請し手続を行わなければならない。</p>	<p>第25条 納税者の物品輸出に税額還付（免除）規定が適用される場合には、税関で輸出手続を行い、輸出通関書等の関連証憑に基づき、規定された輸出税額還付（免除）の申告期限内に、月ごとに主管税務機関に当該輸出物品の輸出税額還付（免除）を申請し手続を行わなければならない。</p>

中華人民共和国増値税暫定条例（新）	中華人民共和国増値税暫定条例（旧）
<p>第27条 納税者の増値税納付関連事項について、国務院財政、税務主管部門が国務院の承認を経て別途規定する場合には、その別途規定に従う。</p>	

「決定」の公布と施行は「營業稅暫定條例」の正式な廃止を意味するものであり、「増値税暫定條例」の改正は「營改増」の実施に伴う必然といえる。今後の施策方針は引き続き、増値税税制改革のさらなる推進及び増値税税制の規範化と改善に重心を置くものと予想されており、増値税税率のさらなる簡素化と統合及び優遇政策の統合などの施策が期待される。また、租税法律主義に従

い、増値税の立法を実現するため、関係部門は増値税に関する立法手続を進める予定である。現在、財政部及び国家税務総局は増値税立法のための準備作業、例えば業界調査や国内外専門家からの意見募集などを積極的に行っている。各企業には、増値税立法の動向及び関連文書の公布に留意するよう推奨する。

以上

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

デロイト トーマツ グループ公式サイトでは、創刊以来40年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』とともに、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』 : 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載